

合併協定書(案)

鶴岡市 藤島町 羽黒町
櫛引町 朝日村 温海町

南庄内の6市町村は、これまで住民に最も身近な行政機関として、住民福祉の向上、地域の活性化などのため、幅広い分野にわたって責務の遂行に努めてきました。この間、住民の皆様の温かいご理解とご協力を戴き、おかげをもってそれぞれにかなりの成果を挙げ得たと思います。

一方、国・地方の行政は、いまかつてない程の厳しい財政事情の中で、大幅な構造改革を進める必要に迫られており、とりわけ地方の市町村は、ことさらに厳しい財政環境の中で、住民のニーズが高度化、多様化しつつ増大していくこと、また地域人口の高齢化と減少が予想される中で、各々の地域特性を活かした地域活性化対策に真剣に取り組むことが強く求められてきています。特にここ南庄内地域は貴重な資源に恵まれ、新世紀の価値観に沿う極めて優れた地域として維持・発展させることが必要です。勿論、6市町村は、これまでも行財政の改革を積極的に進め、新時代のニーズに応えるための努力を続けてきましたが、今後の社会・経済の変化や財政事情の逼迫などを考えると、これまでの改革程度では必要なニーズに応えることは殆ど不可能な事態に追い込まれることが危惧されます。6市町村は、こうした判断に立ち、ここで合併特例法の諸措置を活用して合併することにし、共に協調して新時代に求められる行政責務を果たしていくことにしたのであります。

そもそも合併業務の大宗は、市町村行政の組織・仕組み、諸制度・措置を一体化する方向で調整し、その上で改めて再編・再構築することです。そのため、検討・協議すべき課題は極めて膨大かつ複雑なので、法定協議会で鋭意検討協議を重ねて参りました。その結果、概ね妥当な結論を得たので、これに基づき、6市町村が合併をする際に必要な相互協定事項を整理・確認し、ここに協定書として取り纏めたところです。当然、合併によってデメリットが懸念されましたが、それを回避することに最大限の配慮をし、また合併することによって困難を乗り越え、さらに建設的なメリットをもたらすように出来る限りの配慮をいたしました。

以上の考えに基づき、ここに6市町村長による協定を締結します。

目 次

	頁
1 合併の方式	1
2 合併の期日	1
3 新市の名称	1
4 新市の事務所の位置	1
5 財産の取扱い	1
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	1
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	2
8 地域審議会の取扱い	2
9 地方税の取扱い	3
10 一般職の職員の身分の取扱い	3
11 特別職の身分の取扱い	3
12 条例、規則等の取扱い	4
13 組織及び機構の取扱い	4
14 一部事務組合等の取扱い	5
15 公社、第三セクター等の取扱い	5
16 町・字の取扱い	6
17 慣行の取扱い	6
18 姉妹都市等及び国内・国際交流事業の取扱い	6
19 広報広聴関係事業の取扱い	6
20 交通関係事業の取扱い	7
21 窓口業務の取扱い	7
22 地域コミュニティ支援及び行政連絡体制の取扱い	7
23 市民相談関連事業の取扱い	7
24 斎場事業の取扱い	7

25	国民健康保険事業の取扱い	8
26	ごみ処理事業の取扱い	8
27	環境対策事業の取扱い	8
28	消防団の取扱い	9
29	防災関係事業の取扱い	9
30	保健衛生事業の取扱い	9
31	診療所（直営） 休日夜間診療の取扱い	10
32	障害者福祉事業の取扱い	10
33	高齢者福祉事業の取扱い	11
34	介護保険事業の取扱い	11
35	児童福祉事業の取扱い	12
36	保育事業の取扱い	12
37	その他の福祉事業の取扱い	12
38	農林水産関係事業の取扱い	13
39	商工関係事業の取扱い	13
40	雇用労働福祉関係事業の取扱い	14
41	観光関係事業の取扱い	14
42	建設関係事業の取扱い	14
43	上水道事業の取扱い	15
44	下水道事業の取扱い	15
45	学校教育事業の取扱い	15
46	社会教育事業の取扱い	16
47	スポーツ振興事業の取扱い	17
48	新市建設計画	17

1 合併の方式

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、鶴岡市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、鶴岡市馬場町9番25号（現在の鶴岡市役所の位置）とする。

5 財産の取扱い

6市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

なお、6市町村では行財政改革の積極的な推進に努めており、その取組みにおいて合併までになお財産の変動があることを踏まえて取り扱うものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市の議会議員の定数は、34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、38人とする。

(2) 合併後最初に行われる選挙については、各市町村の区域をもって選挙区を設けるものとし、各選挙区における議員の定数は、鶴岡市23人、藤島町4人、羽黒町3人、櫛引町3人、朝日村2人、温海町3人

とする。

7 農業委員会委員の定数及び 任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は37人と
する。
- (2) 選挙による委員の選挙については、選挙区を設けるものとし、鶴岡
市は3選挙区、各町村はそれぞれ1選挙区とする。
- (3) 6市町村の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関す
る法律第8条第1項の規定を適用し、互選により37人が合併の日か
ら平成17年11月25日まで引き続き在任する。
ただし、各市町村の農業委員会ごとの在任する人数は、鶴岡市農業
委員会13人、藤島町農業委員会5人、羽黒町農業委員会5人、櫛引
町農業委員会6人、朝日村農業委員会4人、温海町農業委員会4人と
する。

8 地域審議会の取扱い

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき
合併前の鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の区域ご
とに地域審議会を設置する。
- (2) 設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日まで
とする。
- (3) 地域審議会は、合併に係る次の事務を所掌する。
 - ア 次の事項について、市長の諮問に応じて審議する。
 - (ア) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (イ) 新市建設計画の執行状況に関する事項
 - (ウ) その他市長が必要と認める事項
 - イ 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。
- (4) 審議会は、区域ごとに委員20人以内で組織し、委員の任期は2年

とする。

9 地方税の取扱い

- (1) 個人市民税の普通徴収の納期については、6月、8月、10月及び1月とする。
- (2) 固定資産税の納期については、5月、7月、12月及び2月とする。
- (3) 軽自動車税の納期については、5月とする。
- (4) 入湯税の税率については、鶴岡市、温海町の例とする。
- (5) 都市計画税の課税区域については、当面現行のとおりとし、新市において新都市計画区域及び新都市計画事業計画を踏まえ設定する。
税率については、新市において課税区域が設定されるまでの期間(合併する年度及びこれに続く5年度以内)は、不均一課税とする。
納期については、5月、7月、12月及び2月とする。
- (6) 市民税、固定資産税並びに軽自動車税の免除及び減免については、鶴岡市の例を基本に調整する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整を図る。

11 特別職の身分の取扱い

監査委員、議会推薦の農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の定数、特別職の報酬の額等については、6市町村の長が別に協議して定める。

12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等は、合併協議会で協議、承認された調整方針及び事務事業等の調整内容に基づき、新市における事務事業に支障がないように整備するものとする。

13 組織及び機構の取扱い

新市の組織及び機構は次の基本的な考え方により再構築する。

- (1) 現在の鶴岡市役所を本所、町村役場を支所とし、行政機能を分担し、配置する。
 - ア 本所・支所においては、住民がこれまでどおり、各種の手続きができるようにするとともに、住民の日常生活の問題に関する相談窓口を設ける。

健康・福祉部門などにおいては、住民に提供するサービス内容の充実、高度化を図る。
 - イ 支所においては、各地区特有のプロジェクト等について、原則として引き続き取り組み、また、合併に伴い検討すべき施策の調整も重要業務として取り組む。
 - ウ 内部管理部門は、本所に中核機能を置き、業務内容の充実を図りつつ、組織の統合・縮小、職員の資質向上と併せた人員削減を計画的に進める。
 - エ 市政運営の基本方針などの策定や各部門の中核管理機能は、本所を中核としながら、適切な行政運営に努める。
- (2) 本所、支所以外での公共的サービス提供については、民間セクターとの協力・協調体制の構築を推進する。

また、民間のサービス機関に移管することが適切な公的施設については、努めて移管する。
- (3) 支所の権限などについては、新市で行政課題や権限の分担、財政事情などを総合的に勘案し、適切に決定する。
- (4) 行財政改革については、既決の計画に沿うなど、引き続き実施する。

14 一部事務組合等の取扱い

- (1) 鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合、鶴岡地区消防事務組合及び月山水道企業団については、合併までに関係団体との協議を踏まえ調整する。
- (2) 山形県消防補償等組合、山形県自治会館管理組合、山形県市町村職員退職手当組合及び庄内広域行政組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (3) 山形県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合から町村は脱退する。
交通災害共済事業については、鶴岡市の例を基本に新市単独で運営する。
- (4) 庄内視聴覚教育協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。
- (5) 庄内南地区介護認定審査会については、合併までに関係団体との協議を踏まえ調整する。

15 公社、第三セクター等の取扱い

- (1) 藤島町、羽黒町、温海町の土地開発公社については、統廃合し、1つの土地開発公社とする。
- (2) 財団法人鶴岡市開発公社については、当面現行のとおりとし、新市において土地開発公社との業務の整理について検討する。
- (3) 第三セクターについては、当面現行のとおりとし、出資金は新市に引き継ぐ。
なお、類似業務を行うものの統合、組織機構及び公的支援の見直し、民営化等の運営の改善、合理化に努める。

16 町・字の取扱い

- (1) 町・字の区域は、原則として現行のとおりとする。
- (2) 大字の名称には、「大字」の字句を付さないものとする。
- (3) 現町村名の取扱いについては、合併までに調整する。

17 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市発足までに決定する。
市民歌、市の花鳥木、都市宣言、市民憲章等については、新市において検討する。
- (2) 名誉市民顕彰及び市政功労表彰の制度については、鶴岡市の例を基本に調整する。
なお、既推戴者及び既受賞者は、引き続き顕彰する。

18 姉妹都市等 及び国内・国際交流事業の取扱い

- (1) 姉妹都市等との盟約については、相手先の意向を確認したうえで新市において引き継ぐ。
- (2) 国内・国際交流事業については、相手先の意向を確認したうえで新市において継続する。

19 広報広聴関係事業の取扱い

- (1) 広報紙の発行については、月2回を基本とする。
- (2) 広聴制度については、住民の声を幅広く聴くため、市長と語る会や住民自治組織との懇談、提言はがきなどの充実策を検討する。

20 交通関係事業の取扱い

羽黒町、櫛引町、温海町の独自運行バスについては、当面現行のとおりとし、効率的な運行を検討する。

21 窓口業務の取扱い

- (1) 印鑑登録手帳の交付、住民基本台帳の閲覧、住民基本台帳記載事項証明書交付等の窓口手数料については、鶴岡市の例を基本に調整する。
- (2) 時間外の窓口開設については、鶴岡市、藤島町の例を基本に調整する。

22 地域コミュニティ支援 及び行政連絡体制の取扱い

- (1) 自治組織については、歴史的経過、地域特性を踏まえ、地域住民の意思を尊重し、5年以内に自治組織のあるべき姿を検討する。
町内会運営補助金、自治振興交付金等については、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に調整する。
- (2) 駐在員、町内会長、区長等の設置、報酬等については、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に調整する。

23 市民相談関連事業の取扱い

市民総合相談及び消費生活相談については、本所、各支所の相談体制の機能を充実していく。

24 斎場事業の取扱い

- (1) 斎場使用料については、鶴岡市の例を基本に調整する。
- (2) 温海町が共同運営している新潟県山北町火葬場については、新市においても継続する。

25 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 保険税については、不均一課税とし、5年以内に段階的に調整する。
納期については、7月から3月までの9期とする。
- (2) 人間ドック等の検診事業の受診者に対する助成制度については、保険税の調整と併せ5年以内に調整する。
- (3) 出産育児一時金及び葬祭費の支給額については、保険税の調整と併せ5年以内に調整する。
出産育児一時金貸付制度については、統一する。

26 ごみ処理事業の取扱い

- (1) ごみの収集体制・区域等については、3年以内に調整する。
ごみステーション設置に対する補助制度、特定団体の独自収集に対する補助制度は、3年以内に廃止する。
- (2) 資源ごみ回収報奨金については、鶴岡市の例を基本に統一し、衛生組織連合会等協力団体での上乘せ助成は廃止する。
- (3) 生ごみ処理器の購入助成については、鶴岡市、朝日村の制度に統一する。
環境にやさしい店認定制度については、鶴岡市の制度により全市で実施する。

27 環境対策事業の取扱い

- (1) 合併浄化槽の整備手法、補助制度等については、当面現行のとおりとし、新市において整備のあり方等について検討する。
- (2) 一般廃棄物の減量、適正排出等の啓蒙・啓発活動のほか、生活環境の保全や向上を図るための推進体制については、衛生組織連合会等協力団体との調整を図り鶴岡市の例を基本に統一する。

28 消防団の取扱い

- (1) 組織体制については、各市町村の消防団の体制を維持し、連合消防団体制とする。
- (2) 消防団員の報酬、手当、退職報償金等については、5年以内に段階的に調整する。
- (3) 分団交付金等については、5年以内に段階的に調整する。

29 防災関係事業の取扱い

- (1) 防災行政無線については、当面は統合器によりシステムの統一化を図り、機器の老朽化を勘案しながら、戸別受信機のあり方も含め、5年以内に段階的にシステムの再構築を図る。
- (2) 鶴岡市、温海町の水難救済会については、現体制で統合し、報酬額等は新たに定める。
- (3) 羽黒町、櫛引町、朝日村の山岳遭難救助組織等については、現体制を基本とする。

30 保健衛生事業の取扱い

- (1) 妊婦の一般健康診査及び超音波検査については、鶴岡市の例を基本に調整する。
- (2) 4か月児、7か月児、1歳6か月児及び3歳児の健康診査については、鶴岡市の例を基本に調整する。
9・10か月児、1歳児の健康診査については、1歳児健康教室に変更する。
- (3) 集団予防接種（BCG、ポリオ）の会場については、市町村ごとに設置する。
個別予防接種（三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎）の委託料、自己負担金等については、鶴岡市の例を基本に調整する。

- (4) 集団基本健診の健診項目、対象年齢、自己負担金等については、3年以内に調整する。
- (5) 消化器検診、婦人科検診の自己負担金、減免対象者等については、鶴岡市の例を基本に、3年以内に調整する。
- (6) 人間ドックの対象者、委託料、自己負担金等については、鶴岡市の例を基本に、5年以内に調整する。
- (7) 高齢者インフルエンザ予防接種の委託料、減免対象者等については鶴岡市の例を基本に調整する。

31 診療所（直営） 休日夜間診療の取扱い

- (1) 朝日村の国民健康保険診療所については、現行のとおりとし、温海町の国民健康保険診療所については、今後の運営について引き続き検討する。
- (2) 鶴岡市休日夜間診療所及び温海町の在宅当番医制度については、現行のとおりとする。

32 障害者福祉事業の取扱い

- (1) 重度障害者介護者激励金品の支給については、鶴岡市の例を基本に5年以内に段階的に調整する。
- (2) せきずい損傷者福祉手当については、鶴岡市の例を基本に3年以内に調整する。
- (3) 重度心身障害児養育手当については、鶴岡市の例を基本に5年以内に調整する。ただし、特別児童扶養手当非該当者への支給は、3年以内に廃止する。
- (4) 紙おむつ支給については、平成17年度に新たな基準を作成し、3年以内に実施する。

(5) 福祉タクシー券、福祉ガソリン券の助成については、鶴岡市の例を基本に5年以内に調整する。

なお、各町村区域の交通基盤整備等、障害者の移動支援策を検討する。

33 高齢者福祉事業の取扱い

(1) 高齢者長寿祝いについては、対象年齢、祝品等を統一する。

(2) 敬老事業等については、当面現行のとおりとし、新市において対象年齢、事業費等について調整する。ただし、特別養護老人ホーム等施設行事への補助は、廃止を検討する。

(3) 高齢者等で専用の移送用車両を利用しなければならない者に対する外出支援サービスについては、当面現行のとおりとし、5年以内に新たな基準を設け実施する。

(4) 高齢者福祉タクシーの助成については、3年以内に廃止する。

なお、各町村区域の交通基盤整備等、高齢者の移動支援策を検討する。

(5) 寝たきり老人紙おむつ支給については、羽黒町の例により、介護保険市町村特別給付事業として1年以内に調整する。

なお、基準等については、鶴岡市の例を基本に、次期介護保険事業計画で検討する。

(6) 寝たきり老人等介護者激励金支給については、5年以内に段階的に廃止し、家族介護者交流激励支援事業、家族介護者教室事業等による介護家族支援の充実を図る。

(7) 低所得者の介護サービス利用者負担減免については、鶴岡市の例を基本に5年以内に調整する。

34 介護保険事業の取扱い

(1) 介護保険事業計画については、第2期事業運営期間の終期(平成17

年度)までの間は、各市町村の計画の集合をもって事業計画として取り扱うこととし、平成17年度に新市の介護保険事業計画を策定する。

- (2) 1号被保険者の保険料については、新市の介護保険事業計画により平成18年度から統一する。
- (3) 法定の介護保険料減免については、鶴岡市の例を基本に調整する。
生活困窮者の独自減免については、鶴岡市の例を基本に1年以内に調整する。

35 児童福祉事業の取扱い

- (1) 放課後児童対策事業については、当面現行のとおりとするが、学童保育所の管理運営・保育料等については、5年を超える経過措置をもって調整する。
- (2) 誕生祝金については、5年以内に廃止も含めて調整する。

36 保育事業の取扱い

- (1) 公立保育所については、運営方式や保育内容など保育事業全体について、民間委託等も含めて検討する。
- (2) 保育料については、当面は住所地により保育料を算定することとし5年以内に国の基準を参考に新たな保育料を検討し、その後段階的に調整する。

37 その他の福祉事業の取扱い

- (1) 社会福祉協議会に対する運営費等の補助については、現状の補助水準を維持することを前提とした基準で調整する。
- (2) 小規模災害の一時扶助については、鶴岡市の例を基本に調整する。
- (3) 重度心身障害者医療及び乳幼児医療の助成対象者については、5年以内に調整する。

38 農林水産関係事業の取扱い

- (1) 水田農業構造改革対策における生産目標数量の配分率、独自カウントについては、従来の経過を尊重しながら、現在の市町村への配分根拠を基礎に、新たに設置される第三者機関的組織の意見を踏まえて5年以内に決定する。
- (2) 産直施設の支援については、経営組織が将来的に独立した安定経営ができるよう、支援方法を5年以内に統一する。公設の施設については、賃貸する方向で調整する。
- (3) グリーンツーリズム活動支援については、櫛引町の事業手法を参考とし、3年以内に対象を全市に拡大して実施する。
- (4) 市町村単独土地改良事業補助金及び小規模災害復旧工事補助金については、5年以内に補助対象要件等の制度内容を統一する。
- (5) 朝日村の住宅等建築資金貸付事業及び温海町の町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金制度については、温海町の制度を基本に統合し、朝日村、温海町に限定し実施するが、地域材利用促進に係わる諸制度の運用により制度の見直しを検討する。
- (6) 内水面漁業振興事業費補助金については、5年以内に制度内容を統一する。

39 商工関係事業の取扱い

- (1) 企業立地助成については、制度を統一し、用地取得助成及び雇用促進助成は廃止する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、現行のとおりとする。
- (2) 融資、利子補給及び保証料補給制度については、鶴岡市の例を基本に統一する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、現行のとおりとする。
- (3) 商工会議所、商工会への補助については、3年から5年の間は現行のとおりとし、その後、運営補助金については統一の基準を設定し、

事業補助についてはメニュー化を図る。

40 雇用労働福祉関係事業の取扱い

- (1) 勤労者融資保証料補給制度の補給割合、補給期間及び貸付限度額については、鶴岡市の例を基本に統一する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、現行のとおりとする。
- (2) 雇用助成制度は、廃止する。
なお、就業相談員による未就職者支援、総合就職セミナーなどによる新規学卒者の就職支援、既就職者の技術や能力の向上など、人材育成を主体とした雇用対策を推進する。

41 観光関係事業の取扱い

- (1) まつり等観光振興事業については、当面現行のとおりとし、補助金等については新市において検討する。
- (2) 観光キャンペーン事業については、3年以内に事業の一元化を検討する。
- (3) 各地区観光協会組織については、当面現行のとおりとし、補助金等については5年以内に調整する。

42 建設関係事業の取扱い

- (1) 都市計画決定については、新市全体を1つの都市計画区域とするとともに、区域区分の実施及び総合的な土地利用方針を3年以内に定める。
- (2) 現在の市町村道は、すべて新市の市道として引き継ぐ。
新市の市道認定基準については、鶴岡市の例を基本に3年以内に新たな基準を定める。
- (3) 除雪については、各市町村の除雪計画を新市に引き継ぎ、現行のとおり実施する。

- (4) 公営住宅の家賃については、鶴岡市の例を基本に 5 年以内に新たな算定基準を定める。
- (5) 朝日村で実施している克雪住宅支援事業については、現行のとおりとする。

43 上水道事業の取扱い

- (1) 水道料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市での水道事業計画を策定のうえ、5 年以内に統一する。
また、料金体系については、料金の統一に合わせ、口径別料金体系を基本に統一する。
- (2) 水道加入金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金の統一に合わせて調整する。
- (3) 月山水道企業団の給水区域の水道料金、料金体系及び分岐負担金(加入金) については、月山水道企業団の協議を踏まえて検討する。

44 下水道事業の取扱い

- (1) 公共下水道事業及び集落排水事業の使用料については、下水道事業計画、集落排水事業計画を策定のうえ、5 年を超える経過措置をもって調整する。
なお、調整に当たっては、使用料収入の維持管理費及び資本費算入割合について、将来的には鶴岡市の例を基にした目標設定を検討するが、当面は実情に応じた適切な割合を検討する。
- (2) 公共下水道事業の受益者負担金及び集落排水事業の分担金については、現行のとおりとする。
- (3) 公共下水道事業及び集落排水事業における排水設備等改造補助金及び利子補給制度については、統一する。

45 学校教育事業の取扱い

- (1) 通学区域については、当面現行のとおりとし、新市の教育委員会において適切に対処する。

- (2) スクールバス運行管理及び通学対策費補助金については、5年以内に地域性や経過等を踏まえて調整する。
- (3) 新入学児童ランドセル贈呈事業については、3年継続する。その後の取扱いは、新市において検討する。
- (4) 学校支援職員については、学校の状況把握を基にして、合併までに人員配置を検討する。
- (5) 体育文化活動奨励費補助金については、3年以内に、小中学生の県大会から全国大会まで補助対象経費の5分の4を補助することで統一する。
部活動指導者への謝金は、3年以内に廃止の方向で調整する。
- (6) 学校給食については、当面は現行のセンター方式、自校方式を継続する。
- (7) 私立高等学校生徒学費補助金については、当面、鶴岡市の基準により朝日村を除く全市で実施し、朝日村の高等学校等学費補助金についても、当面現行のとおりとする。
なお、補助制度のあり方については、新市においてさらに検討する。
- (8) 育英奨学金貸付等事業については、現行のとおりとする。
- (9) 公立幼稚園の入園料、保育料については、5年以内に調整する。

46 社会教育事業の取扱い

- (1) 地域社会教育活動の振興については、現行の体制を継続しながら、3年以内に体制、補助施策を検討する。
生涯学習推進員、社会教育推進員等については、3年以内に統一した設置基準を定める。
- (2) 公民館については、鶴岡市中央公民館を新市の中央公民館とする。
現在の各町村の中央公民館、地区公民館については、それぞれの特徴を踏まえ連携を強化していく。

- (3) 自治公民館等への建設補助、活動支援補助等については、5年以内に調整する。
- (4) 図書館については、鶴岡市立図書館を本館とし、各町村の図書館、図書室を分館とする。また、本館の図書が分館で貸出、返却可能となるよう、機能整備、電算化を年次的に行う。

47 スポーツ振興事業の取扱い

- (1) 体育施設の使用料については、適正な受益者負担に留意し、5年以内に算定基準の統一と併せて、見直しを行う。
- (2) 体育施設使用料の減免については、適正な受益者負担に留意し、5年以内に対象範囲や減免率を見直しのうえ統一する。

48 新市建設計画

新市建設計画は、別添に定めるとおりとする。

調 印 書

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定による南庄内合併協議会における協議を踏まえ、構成市町村長での合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成16年 月 日

鶴岡市長

藤島町長

羽黒町長

櫛引町長

朝日村長

温海町長
